



NISAは死亡したら
どうなるのか？

結論：金融機関に届出をすると、特定口座で商品を引き継げる

《非課税口座の開設者が亡くなった場合》

出典：国税庁

（Q24）非課税口座の開設者が亡くなった場合には、どのような手続が必要ですか。

（A）

非課税口座を開設している方が亡くなられた場合は、その亡くなられた方の相続人は、亡くなったことを知った日以後遅滞なく、「非課税口座開設者死亡届出書」をその非課税口座が開設されている金融機関に提出しなければなりません。

なお、その非課税口座の開設者が亡くなられた日以後、その非課税口座で支払われるべき配当等がある場合には、その配当等については、非課税措置の適用はありません。

（注）1 非課税口座を開設している方が亡くなられた場合は、非課税口座に受け入れていた上場株式等は非課税口座から払い出されます。この際、非課税口座の開設者が亡くなった時に、その日の終値に相当する金額によりその上場株式等を売却したものとみなされます。

この場合、非課税口座の開設者が亡くなった時までの含み益については非課税措置の適用があります（譲渡損失についてはなかったものとみなされます。）。

2 相続人が取得した亡くなられた方の非課税口座に受け入れられていた上場株式等は、非課税口座の開設者が亡くなった時に、亡くなった日の終値に相当する金額で相続人が取得したものとして、相続人の特定口座や一般口座に移管されます。

注意点① NISA口座からNISA口座には引き継がない

《非課税口座の開設者が亡くなった場合》

出典：国税庁

（Q24）非課税口座の開設者が亡くなった場合には、どのような手続が必要ですか。

（A）

非課税口座を開設している方が亡くなられた場合は、その亡くなられた方の相続人は、亡くなったことを知った日以後遅滞なく、「非課税口座開設者死亡届出書」をその非課税口座が開設されている金融機関に提出しなければなりません。

注意点①

非課税口座の開設者が亡くなられた日以後、その非課税口座で支払われるべき配当等がある場合には、その配当等については、非課税措置の適用はありません。

（注）1 非課税口座を開設している方が亡くなられた場合は、非課税口座に受け入れていた上場株式等は非課税口座から払い出されます。この際、非課税口座の開設者が亡くなった時に、その日の終値に相当する金額によりその上場株式等を売却したものとみなされます。

この場合、非課税口座の開設者が亡くなった時までの含み益については非課税措置の適用があります（譲渡損失についてはなかったものとみなされます。）。

2 相続人が取得した亡くなられた方の非課税口座に受け入れられていた上場株式等は、非課税口座の開設者が亡くなった時に、亡くなった日の終値に相当する金額で相続人が取得したものとして、相続人の特定口座や一般口座に移管されます。

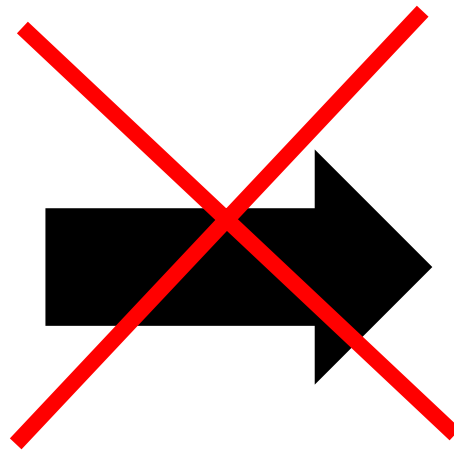
注意点① NISA口座からNISA口座には引き継がない

例) NISA運用中に夫が死亡した場合に商品どのように相続されるのか

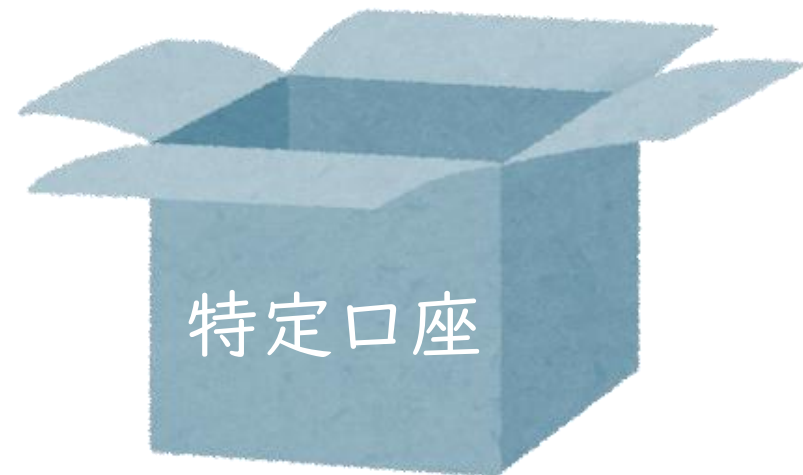
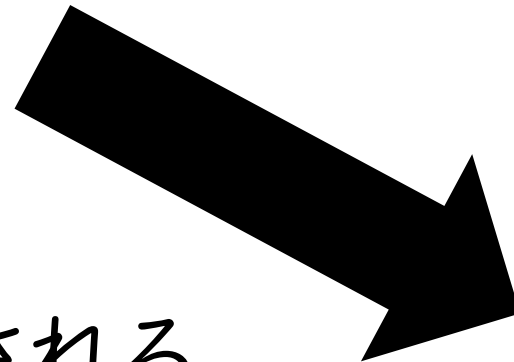
夫



妻



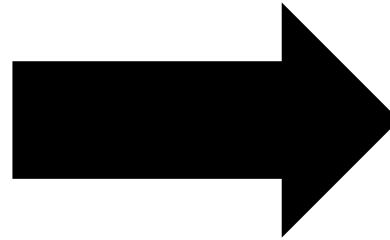
妻の特定口座
に商品が相続される



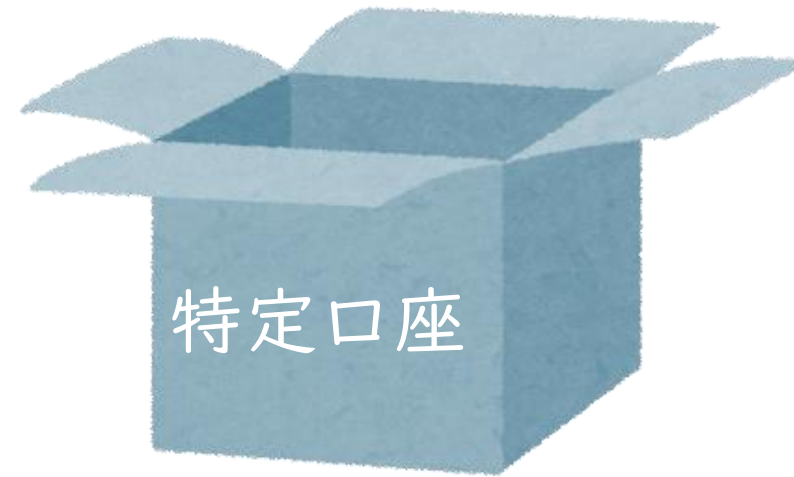
注意点① NISA口座からNISA口座には引き継がない

例) NISA運用中に夫が死亡した場合に商品どのように相続されるのか

夫



妻



もしも今後、夫から相続した商品を運用していきたいなら、
特定口座で相続した商品は売却をして、NISA口座で買いなおす方がよい

理由：相続してから利益が出た場合に、特定口座では利益に税金がかかってしまうから

注意点② 運用益に関係なく死亡した日の終値で相続される

《非課税口座の開設者が亡くなった場合》

出典：国税庁

(Q24) 非課税口座の開設者が亡くなった場合には、どのような手続が必要ですか。

(A)

非課税口座を開設している方が亡くなられた場合は、その亡くなられた方の相続人は、亡くなったことを知った日以後遅滞なく、「非課税口座開設者死亡届出書」をその非課税口座が開設されている金融機関に提出しなければなりません。

なお、その非課税口座の開設者が亡くなられた日以後、その非課税口座で支払われるべき配当等がある場合には、その配当等については、非課税措置の適用はありません。

(注) 1 非課税口座を開設している方が亡くなられた場合は、非課税口座に受け入れていた上場株式等は非課税口座から払い出されます。この際、非課税口座の開設者が亡くなった時に、その日の終値に相当する

りその上場株式等を売却したものとみなされます。

合、非課税口座の開設者が亡くなった時までの含み益については非課税措置の適用があります

(譲渡損失についてはなかったものとみなされます。)

2 相続人が取得した亡くなられた方の非課税口座に受け入れられていた上場株式等は、非課税口座の開設者が亡くなった時に、亡くなった日の終値に相当する金額で相続人が取得したものとして、相続人の特定口座や一般口座に移管されます。

注意点②

注意点② 運用益に関係なく死亡した日の終値で相続される

例) NISA運用中に夫が死亡した場合に商品どのように相続されるのか

夫

利益が出ている場合

NISA口座
元本
100万円

NISA口座の利益
50万円

NISA口座
元本
100万円

死亡

妻

特定口座
150万円

相続
取得金額

夫のNISA口座で元本の100万円が死亡時には150万円に増えていた場合、妻は特定口座で150万円分の商品を相続することになる。

NISA口座で運用していたときの利益50万円には税金がかからない

注意点② 運用益に関係なく死亡した日の終値で相続される

例) NISA運用中に夫が死亡した場合に商品どのように相続されるのか

夫

損失が出ている場合

NISA口座
元本
100万円

運用が短いために
20万円減ってしまった

80万円

死亡

妻

相続
取得金額

特定口座
80万円

元の100万円に戻った

特定口座
100万円

夫のNISA口座で元本の100万円が死亡時には80万円に減っていた場合、妻は特定口座で80万円分の商品を相続することになる。ここから運用し続け、元の100万円に戻った場合、20万円に税金がかかる(約20%なので約4万円)

注意点③ 申請をした日の終値で相続されない

《非課税口座の開設者が亡くなった場合》

出典：国税庁

（Q24）非課税口座の開設者が亡くなった場合には、どのような手続が必要ですか。

（A）

注意点③

非課税口座を開設している方が亡くなられた場合は、その亡くなられた方の相続人は、亡くなった日以後遅滞なく、「非課税口座開設者死亡届出書」をその非課税口座が開設されている金融機関に提出しなければなりません。

なお、その非課税口座の開設者が亡くなられた日以後、その非課税口座で支払われるべき配当等がある場合には、その配当等については、非課税措置の適用はありません。

（注）1 非課税口座を開設している方が亡くなられた場合は、非課税口座に受け入れていた上場株式等は非課税口座から払い出されます。この際、非課税口座の開設者が亡くなった時に、その日の終値に相当する金額によりその上場株式等を売却したものとみなされます。

この場合、非課税口座の開設者が亡くなった時までの含み益については非課税措置の適用があります（譲渡損失についてはなかったものとみなされます。）。

2 相続人が取得した亡くなられた方の非課税口座に受け入れられていた上場株式等は、非課税口座の開設者が亡くなった時に、亡くなった日の終値に相当する金額で相続人が取得したものとして、相続人の特定口座や一般口座に移管されます。

注意点③ 申請をした日の終値で相続されない

例) NISA運用中に夫が死亡した場合に商品どのように相続されるのか

相續
取得金額

夫

死亡日の終値

申請日の終値

妻



夫のNISA口座で元本の100万円が死亡時には170万円に増えていた場合、妻は特定口座で170万円分の商品を相続することになる。

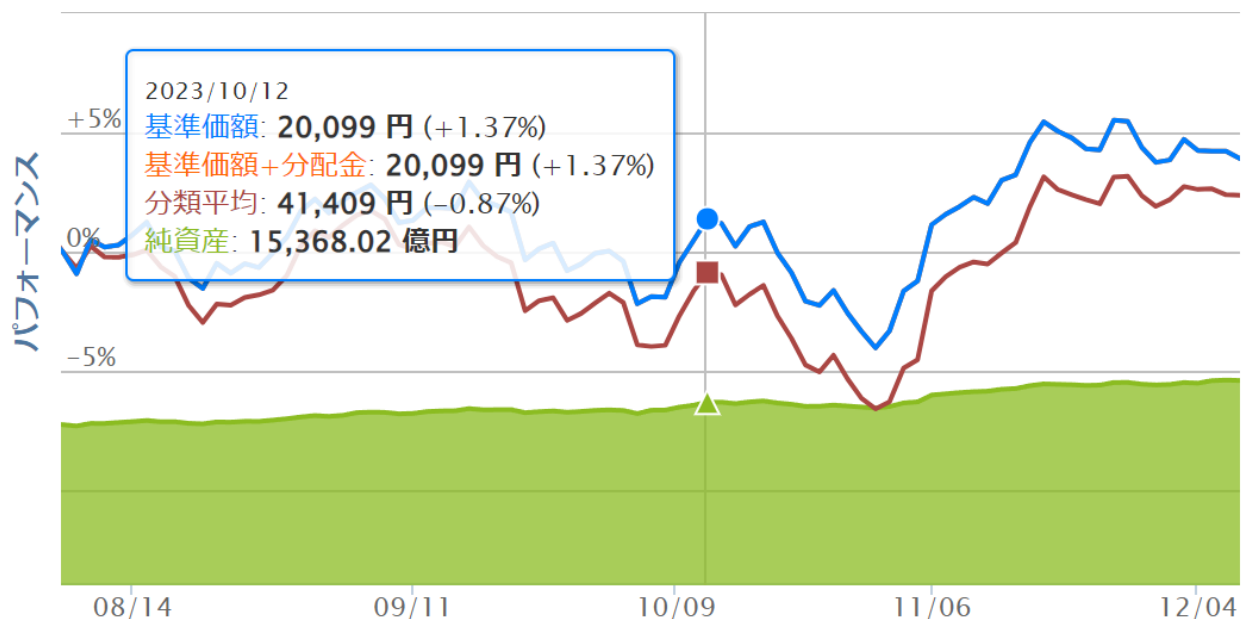
相続されるのは申請日の終値ではなく、死亡日の終値なので170万円になる

注意点③ 申請をした日の終値で相続されない

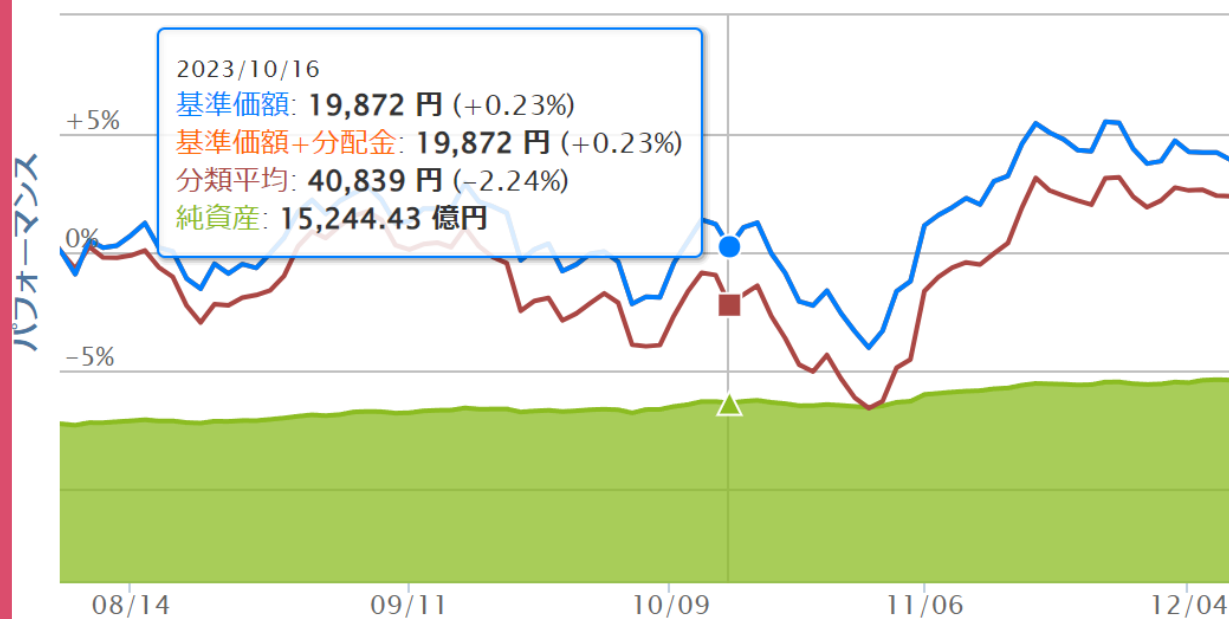
例) NISA運用中に夫が死亡した場合に商品どのように相続されるのか

出典: 楽天証券 eMAXIS Slim 全世界株式 (オール・カントリー)

死亡日の終値(10月12日)
20,099円



申請日の終値(10月16日)
19,872円



相続されるのは、死亡日なのでいつ売却しても同じ(タイミングは関係なし)

まとめ

NISA口座で運用中に死亡した場合、注意点をよく理解しておきましょう



NISA口座からNISA口座には商品を引き継げない

➡NISA口座から特定口座へ商品を相続することになる



運用益に関係なく死亡した日の終値で相続される

➡もしも損失が出ている場合は、損をすることもある



申請をした日の終値で相続されない

➡『死亡した日の終値』であるため、売却タイミングは関係なし

※補足

もしもNISAを夫婦でやるのかどうか迷っているならば、夫婦それぞれでやった方がよい理由は、どちらか一方だけでやってしまうと死亡してしまったときの損失を分散できないため。